

施術所新規開設申請時の注意事項

平成 29 年 4 月 1 日現在

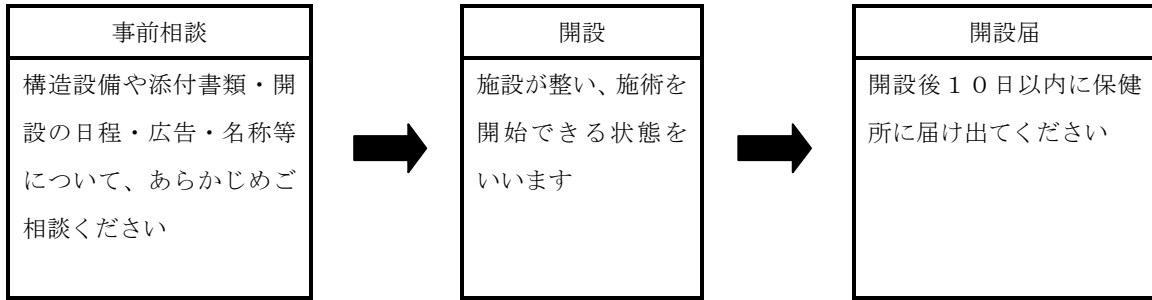
施術所を開設する方へ

- ① 事前に施設の図面を持参し、保健所にご相談下さい。施設基準の事前チェック及び添付書類の説明をさせていただきます。
- ② 申請書類は大津市役所ホームページからダウンロードできます。
 大津市役所 HP → 申請書ダウンロード → 健康・医療・福祉 → 健康・保健衛生 → 医事薬事
 → 【あんま、マッサージ、はり、きゅう施術所開設等】関係の届出書、【柔道整復施術所開設等】関係の届出書
- ③ 開設者が変更の場合（親から子へ交代、個人から会社・法人へ変更等）、移転の場合にも必要となります（別途廃止届の提出が必要です）。

◎ 新規申請 ・ ・ ・ 開設後 10 日以内に保健所に提出してください。

提出書類	記載上の注意
・あんま・マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）施術所 開設届（様式第1号） ・柔道整復師施術所開設届（様式第1号）	1 施術所の名称については、あらかじめ保健所に確認してください。 2 開設者の印（法人・会社等については代表者の印）を押印してください。 ※あんま・はり・きゅう及び柔道整復の両方について届出をされる施術所においては、それぞれに添付書類が必要となります。
施術従事者の免許証の写し	原本照合が必要ですので、免許証の本証を持参してください。
敷地周辺見取図	周辺道路等と施術所の位置関係がわかるものを提出してください。
敷地の平面図	敷地と建物の位置関係がわかるものを提出してください。
建物の平面図	各部屋の用途及び面積、施術台・機器類の配置、外気開放位置及び換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
添付書類 （新たに建物を築いた場合） ・ 確認済書の写し ・ 引渡書の写し	施術所開設に伴い新たに建築される場合、建築基準法上の確認及び建物所有者の確認をしますので、提出してください。
（建物・土地・駐車場等、賃貸契約を結ぶ場合） ・ 賃貸借契約書の写し ・ 当該登記簿謄本（全部事項証明書）	施術所専有部分について貸借する場合は、契約書の写しを添付してください。また、当該契約部分の所有者の確認のため、登記簿謄本を添付してください。
（敷地面積・施術所面積の根拠が確認できない場合） ・ 当該登記簿謄本（全部事項証明書）	平面図での計測が出来ない場合・実測が困難な場合は、登記簿謄本を添付してください。
（上記書類の中で、開設場所と異なる住所が表示されている場合） ・ 住居番号付定通知書 又は 住居表示証明書	登記簿謄本・敷地平面図等の住所地（表示）が異なる場合は、施術所の建物における住居番号付定通知書又は住居表示証明書を添付し、通知書・証明書の住所を開設場所として届け出てください（市役所戸籍住民課で取得できます）。
（開設者が法人・会社等の場合） ・ 定款または条例の写し ・ （法人）登記事項証明書	施術所の開設者及び名称が規定されている場合は、規定されたもので申請してください。

手続きの流れ



開設後の実地検査について

開設届受理後、7～10開庁日を目安に実地検査を行います。検査時の確認事項は以下を参照してください。

施 術 所 全 般	・住居・店舗等の一部を使用する場合、施術所が構造上独立しているか（出入口を別に設ける等、明確に区画されていること）
施 術 室	・適切な面積を有しているか（6.6m ² 以上有すること） ・廊下・待合室と施術室の区画が明確になっているか
待 合 室	・適切な面積を有しているか（3.3m ² 以上有すること）
防 火 措 置	・消火用器具・機械の設置等、防火に対する措置がとられているか
清 潔 保 持	・清潔が保持されているか ・消毒設備が適切に設置されているか（手洗場・オートクレーブ・消毒液等）
採 光 ・ 換 気	・十分な採光及び換気が確保されているか （施術室については面積の 1/7 以上の外気開放面積又はこれに代わる換気設備が必要）
廃 棄 物	・一般廃棄物と感染性廃棄物の分別が正しく行われているか（容器に適切な表示がされているか） ・使用済みのはりの保管及び廃棄が安全に行われているか ・委託契約がされているか（委託先確認）
広 告	・法に規定する広告の制限を逸脱していないか ・一般大衆を惑わすような虚偽・誇大広告がなされていないか
防 犯 対 策	・セキュリティシステムの導入等、施術所における防犯対策がとれているか ・個人情報保護に努めているか（施術録等保管場所の施錠、PC のパスワード管理等）

名称に関する規制

医療法・医師法に抵触するような名称は使用できません。

医療法第3条

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

例：はり科〇〇診療、診察等

医師法第18条

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

例：鍼灸医〇〇、中国鍼医〇〇

広告に関する規制

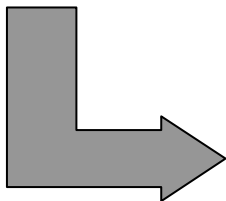
法律に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



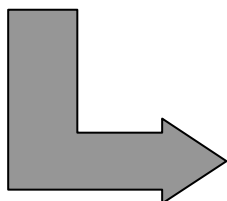
- 1 もみりようじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又はこれらの施術所に関しては、何人とも、いかなる方法を問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕



- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

※広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、技能・施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項）

広告できない例：○○流、胃腸病に効くはり、中国はり、骨折 等

問い合わせ先

〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市保健所保健総務課医事業事係

電話：077-522-6757

FAX：077-525-6161